

第 12 期第 5 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 令和 5 年 6 月 28 日（水）10 時 20 分～11 時 30 分
(※ 鉄道遅延のため、開始時刻を後ろ倒し)
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員（会長）、今井委員（副会長）、廣田委員、石塚委員、内田委員、
太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、
河原委員、関委員、月橋委員、
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0 人
- 5 配付資料
 - ・ 令和 4 年度(2022 年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について
(情報公開課)・・・【資料 1】
 - ・ 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の利用目的以外の目的のための
利用および提供等に係る取扱いについて (情報公開課)・・・【資料 2-1】【資料 2-2】
 - ・ 個人情報の取り扱いに関する安全管理措置について
(情報公開課)・・・【資料 3-1】【資料 3-2】
- 6 会議の概要
【報告】
 - ・ 令和 4 年度(2022 年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について
(情報公開課)
 - ・ 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の利用目的以外の目的のための
利用および提供等に係る取扱いについて (情報公開課)
 - ・ 個人情報の取り扱いに関する安全管理措置について (情報公開課)
- 7 発言内容 (以下敬称略)
(副会長) 会長はこちらに向かわれている途中との連絡を受けております
が、定刻を 20 分過ぎましたので、会長がお見えになるまで、恐縮で
すが私が代理を務めさせていただきます。
それでは、ただいまから、第 12 期第 5 回練馬区情報公開および個人
情報保護運営審議会を開催いたします。
委員の皆様にはご多忙のところ、また、鉄道の遅延の影響を受け
られた方もいらっしゃるかと思いますが、ご出席いただきありがと
うございます。
初めに、事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局お
願いします。
(情報公開課長) 皆様、本日は電車も止まっている中、お集まりいただきありがと
うございます。

初めに、4月1日付けで人事異動がございまして、事務局職員に異動がございましたので、ご報告させていただきます。

情報公開課長の加藤が転出し、私、渡辺が後任として着任いたしました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本年4月より個人情報の保護に関する法律等が施行されました。これに伴いまして、審議会にお諮りする事項が変更となっております。

これまで、区の事務事業において外部のシステムと結合する場合や個人情報の目的外利用や外部提供をする場合には、審議会にお諮りし、報告することを義務づけてまいりました。

法の規定が区に直接適用されることになりましたので、これらの個別の案件については、審議会にお諮りすることができなくなっております。

また、審議会条例の改正によりまして、審議会委員から区議会議員の枠が廃止されております。

主な変更事項は以上となりますが、委員の皆さまには引き続きご意見を頂戴できればと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

(副会長)

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題は、情報公開課の報告案件が3件となっております。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な会の進行にご協力いただければと思います。

では、初めに、「令和4年度公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について」のご報告をいただきます。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長)

——— 令和4年度(2022年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について 【資料1】に基づき説明 ———

(副会長)

ありがとうございました。

それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。

ただいまのご報告について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

資料1の報告書の1頁に教育分野の公開請求の内容別件数について259件あったとありますが、昨年度と比べて増加しているのでしょうか。また、差し支えなければどんな内容の請求があったのか参考に教えてください。

(情報公開課長) 教育分野の公開請求でございますが、令和3年度は131件でございました。令和4年度は259件でございますので、100件程増えているという状況でございます。

内容としては、PTAに関連した決定文書に関する請求が増えてきているという傾向がございます。

(委員) ありがとうございます。

(副会長) 他にございますか。

(委員) 6頁に「個人情報に係る事務処理ミス」という項目がありますが、最近ではマイナンバーカードと絡む個人情報に係るミスが話題になっています。

区の担当者の方は、膨大な数の処理をされていますので、人為的なミスが生じるのはやむを得ないことというのは十分理解できます。その点を承知しながら、あえて言わせていただくと、こういったミスによって被害を被った方の人権というのも非常に大切なものでございますので、しっかりとチェック体制を整えていただき、再度ダブルチェック等、念を入れてやっていただきたいと思います。

(情報公開課長) ご意見ありがとうございます。

情報公開課といたしましても、昨年度の事故情報を分析いたしまして、発生する件数が多い時期等もございますので、そういった時期に合わせた注意喚起を情報公開課、セキュリティを担当している情報政策課、事務改善を担当している総務課の3課合同で、実施していきたいと考えております。

(委員) 同じ「個人情報に係る事務処理ミス」の関連になりますが、8頁の15番の事故では「校庭開放利用者受付名簿を強風で飛ばされ紛失」とあります。また、同様のミスが他にもあるようです。

私は、名前や住所が書いてある大事な帳票が「風に飛ばされる」という事態は、委託事業者の意識の問題だと思います。

きちんと指導していただきたいと思います。

(情報公開課長) 委員のおっしゃる通りと思います。

対策としまして、当然、外部にこういった個人情報の載った紙帳票を持ち出さないこと、持ち出す場合でも、必ずバックに入れて持ち歩くこと、やはり極力その情報は外に出さないといったことを徹底して各所管に対して注意喚起して参りたいと思います。

(委員) 6頁に記載されている「個人情報に係る事務処理ミス」についてですが、区民の目線で見ると1件も事故が無いというのが、当然なのかなと思います。少し減っているとはいえ、まだまだ複数の事故があるというのは気になるところです。

先ほど、今後の再発防止策についてご説明がありましたけれども、委託事業者や指定管理者のミスが目につきます。

なかなか委託事業者の業務に区が常に目を光らせたり、チェックするというのは難しいと思いますが、この辺りについて、例えば抜き打ちの立ち入り検査を実施するとか具体的な再発防止策を講じられていたら教えてください。

(情報公開課長)

業務を外部に委託する場合がございますが、予め個人情報やその他重要情報の取扱いについて記載している「受託情報の保護および管理に関する特記事項」といったものを事業者に示しまして、特記事項を遵守することを契約の要件としております。

また、その際に個人情報を取り扱うことを予定している契約においては、受託業務において、特記事項のほか個人情報保護法を遵守するといった内容の書面を提出させております。

また、情報公開課としては、年に数回、業者を指定して個人情報を取り扱う事務の監査を実施しております。

そういったところで、現在は対策を講じているところでございます。

(情報政策課長)

委託事業者のミスへの対策という点につきまして、補足させていただきます。

区では、メールを複数の相手に送る場合、宛先が強制的にBCCの設定となり、送付先に対して、他の送付先のアドレスが見られないというシステム上の対策を講じております。

しかしながら、委託事業者や指定管理者になりますと、規模が大きかったり小さかったりすることがありますので、なかなかシステム導入を強制できないという事情もあります。

令和3年度にメールの誤送信事故が非常に多かったことから、注意喚起と併せて、所管課を通じて委託事業者等の現状調査を行いましたところ、令和4年度にメールの誤送信事故件数が激減したということがありました。

事務処理ミスの件数を減らしていくため、引き続きこういった調査を通じて、区が委託従事者の中にしっかり入って注意喚起をし、対策を講じるといった活動も地道に行っていきたいと考えております。

(副会長)

他にご意見、ご質問はありますか。

(各委員)

(挙手なし)

(副会長)

この問題は、色々と区の方でもご努力いただかなければならないことと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、会長がお見えになりましたので、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。

(会長)

遅参いたしまして、大変失礼いたしました。

それでは、次の案件に移らせていただきます。

「個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用および提供等に係る取扱いについて」でございます。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長)

——— 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用および提供等に係る取扱いについて

【資料2】に基づき説明 ———

(会長)

それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。

非常に複雑で理解するのに時間がかかる案件かと思えます。

事務局から説明のあったように、パターンが3つあるのだと思います。行政機関の中で目的外利用・提供をするのが、「目的外利用・目的外提供」で、委託事業者に情報提供する場合が「提供」ということですかね。

(事務局)

委託の場合は、「提供」にはあたりません。

(会長)

では、行政機関以外に提供する場合のみが「提供」ということですかね。

みなさん、資料2-2を見ていただきたいのですが、2頁にある「個人情報の利用目的以外の目的のための利用」、3頁にある「個人情報の利用目的以外の目的のための提供」というのがよく似ています。

どちらも行政機関内部の話ですが、何が違うかということ、「利用目的以外の目的のための利用」というのは、純粹に行政機関内、つまり、区長、教育委員会などの機関に対する個人情報の利用を規制しています。

一方で「利用目的以外の目的のための提供」はなんとなく外部に対する提供のイメージがありますが、そうではなく、あくまで先ほど申し上げた区長、教育委員会などの機関以外の他の行政機関への提供ということで、どちらも広い意味では行政機関内での個人情報の利用・提供になるということでした。

さらに、その両方にあたらぬ行政機関以外への利用・提供が3頁の業務の委託になるということだと思います。

こういった理解でよろしいのでしょうか。

(情報公開課長) 「個人情報の利用目的以外の目的のための利用」については、会長がおっしゃったように、行政機関内部での利用目的外の利用ということになります。

ただし、今回の法改正の後からでございますが、区長部局ですとか教育委員会といったそれぞれの機関内での利用についてが、この目的外の利用ということになっております。

続いて、「個人情報の利用目的以外の目的のための提供」でございますが、これは外部の機関に個人情報を提供する場合のことをいうことになりまして、例えば区長部局から教育委員会の機関に提供する場合も、法改正後においては、利用目的以外の目的のための「提供」ということになります。

(会長) 複雑ですね。では、3頁の委託というのは、提供にはあたらないという前提ということですね。

(情報公開課長) はい。特に委託に関しては、法律上の規制はかかっておりません。こちらはあくまでも練馬区のルールとして設けたものでございます。

(会長) 委託について、提供に当たらないという前提は、外部委託が今の情報社会においては、必然的に行政の事務処理に必要なことであるから、行政の効率性とか区民への利便性ということを考えて結論ということでしょうか。

(情報公開課長) 今回の法改正の目的として、個人情報の保護を図るということと同時に個人情報の利活用を進めるということがございますので、そういったことから規制が外れたものという認識をしてございます。

(委員) 先ほどの会長のお話に関連して、再度確認させてください。

資料2-1の2頁の枠内の「＜参考＞「利用目的以外の目的のための利用および提供」の考え方」の部分についてです。

最初の4行の説明の理解の仕方なのですが、2行目の「利用目的を超えた同一行政機関内での個人情報の利用」とありますが、この場合の「同一行政機関」というのは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会を全部まとめて「同一行政機関」と考えるのか、それとも、それぞれ任命権者が違いますから、任命権者ごとに「同一行政機関」かどうかを判断するのか教えてください。

また、3行目の「他の行政機関へ」というときに、おそらく区の中では、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会以外の行政機関は無いと理解するのですが、そうすると、他の行政機関というのは、例えば都道府県の労働委員会などのいわゆる行政委員会に個人情報を提供する場合は、「利用目的以外の目的のための提供」にあたると読むのでよろしいのでしょうか。

(情報公開課長)

委員のおっしゃる通りです。

まず、今回の法改正で区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会のそれぞれを「行政機関」と考えることになりました。そのため、これらの行政機関の間のやり取りについては、「利用目的以外の目的のための提供」という形になります。

また、国ですとか、他の自治体など、練馬区以外の行政機関への提供もこちらでいう「利用目的以外の目的のための提供」となります。

(委員)

ありがとうございました。了解しました。

(会長)

非常に難しいですが、「利用」と「提供」の違いについては、資料2-1の2頁の囲み部分に詳しく書いてあるということですね。

(委員)

「委託の取扱い」の部分で質問です。

これから様々な業務が、高度化・複雑化し、委託業務が増えてくるように想像しますが、「ガイドラインへの該当判断」については、それぞれの所管課が判断するのでしょうか。それとも、個人情報扱う委託の案件は全て、運営委員会にかけて判断を仰ぐのでしょうか。教えていただければと思います。

(情報公開課長)

新規の委託につきましては、所管課から情報公開課に一度相談が来る流れとしております。

その上で、情報公開課と所管課で委託内容等について協議し、ガイドラインに該当するかどうかの判断を行います。ガイドラインに該当しない新しい形態の委託については、個人情報保護運営委員会に諮るという流れになります。

(委員)

ありがとうございます。

運営委員会は今後、こうした個人情報を取扱う際のメインの会議体になっていくと思われませんが、例えばホームページ等で、我々区民が運営委員会でどんな案件が議論されているのか確認することはできませんでしょうか。今後の対応について教えてください。

(情報公開課長)

現状のところ、検討の内容を外部にお示しするという事は考えてございませんが、毎年の運用状況の報告で、委託の状況ですとか、目的外利用、外部提供についてはこれまでもご報告させていただいているところです。

今回、法改正がありましたので、国等への報告に合わせて、報告の仕方や様式について変更する可能性はございますが、基本的には、そういった場で区民の方へご報告していくということを考えております。

(委員)

先ほどの利用と提供の話に戻って申し訳ないのですが、もう一度教えてください。

資料2-1の2頁の囲み部分の記載で、旧条例では、「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会および議会」での利用を「目的外利用」とし、「区の機関以外のものへの提供」を「外部提供」としてきたと書かれています。

この記載と今回の法改正で何が違うのかを教えてください。

また、ガイドラインに該当しない場合、運営委員会での審議となっていますが、これはそれぞれどういったケースを想定されているのか具体的に教えてください。

(事務局)

1点目でございますが、委員のおっしゃる通り、米印の記載が従来の条例における考え方となっております。

ここからの大きな変更点としましては、例えば、区長部局が持っている情報を教育委員会ですりたいというような場合、旧条例では「目的外利用」に必要な手続きを取っていたということになります。

一方で、改正法においては、区長部局と教育委員会部局で、それぞれ別の行政機関という位置づけになりますので、そこでの個人情報のやり取りにつきましては、「提供」となり、そういった部分に違いがあるということになります。

(会長)

資料2-1の2頁の囲み部分の右側に小さな字で「区内部の利用であっても、行政機関を超えた個人情報の利用目的以外の利用は「他の行政機関への提供」となる。」と記載されています。

つまり、区内部であっても、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の間で個人情報を利用させる場合には「他の行政機関への提供」になる。昔は、区の内部の機関であるから、外部提供にはならず、単なる「目的外利用」だったけれども、これからは、「他の行政機関への提供」になるということですね。

(事務局)

おっしゃる通りです。

また、2点目の質問ですが、ここ何年かの新しい委託や目的外利用に関する案件は、基本的に旧審議会事前一括承認基準に該当するものでございました。

実際のところ、我々としては旧審議会事前一括承認基準の考え方で、現在想定され得る委託ですとか目的外利用の類型というには概ね整理されているものと考えているところです。

ただ、今後、技術の革新とともに新しい形で委託や目的外利用をする案件がでてきた場合には、こちらの運営委員会の方で審議することを想定しているところです。そのため、現時点で具体的に想定している案件があるという訳では無いというところでございます。

- (委員) わかりました。想定できる案件は現時点では無いということですね。
- (会長) 他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。
- (各委員) (挙手なし)
- (会長) それでは次の案件に移ります。
「個人情報の取り扱いに関する安全管理措置について」です。
ご説明の際は、着席していただいて結構です。
それでは、説明をお願いします。
- (情報公開課長) ——— 個人情報の取り扱いに関する安全管理措置について
【資料3】に基づき説明 ———
- (会長) ありがとうございます。
それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。
ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。
- (委員) 資料3-2の3頁に「教育研修の実施」とあり、「定期的に実施する」とありますが、どの程度の実施を考えられていますか。また、実施方法について教えてください。
- (情報公開課長) まず、区の職員に対する研修としては、新任時の研修、係長、主任、管理職等に昇任した際の研修において、個人情報の保護に関する研修を設けています。その他、毎年、情報セキュリティ研修ということで、各自自席で行うようなeラーニング研修の形で、各職員に対して個人情報の保護に関する研修を実施しています。
また、個人情報の取扱いが多い部署から情報公開課に依頼をいただいて、担当者を講師として派遣する個別の研修も行っております。
- (委員) ありがとうございます。
実施方法としては、集まって対面で行うのではなく、オンラインでの研修ということでしょうか。
- (情報公開課長) オンラインでの研修も年1回実施していますが、それ以外の職層における研修と、情報公開課が実施する研修は対面で行っているという状況でございます。
- (委員) ありがとうございます。
- (委員) 委託に関連して、3点質問いたします。
資料3-2の指針の第20条で、「業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。」と記載されていますが、具体的にどのような措置を考えておられますか。
例えば、指名競争入札をする場合、指名の条件の中に個人情報の保護に関する管理体制が確立していることといった項目を条件の一つにしておくといったような措置を考えておられるかということです。

次に、同じく第20条第1項第8号で、委託先と再委託先について、「個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項を定める」とされていますが、この「監査等」は具体的にどのように行うのでしょうか。

例えば、監査の主体は所管課が行うのか、所管課と情報公開課が一緒に行うのか、どの位の頻度で、どの程度の内容の監査を行うのかといったことについて教えてください。

最後に、先ほど第8条の「教育研修」に関する質問がありましたが、この研修の対象者は区の職員および教職員とされています。

今日、区の多くの事務は外部委託されていると思います。また、マスコミなどで報道される個人情報の事故の多くは、委託絡みのものです。委託先あるいは再委託先において、事故が発生しているという状況を鑑みると、単に相手方との契約書の中で、個人情報保護についてきちんと明記されていることだけでなく、委託先等の然るべき責任者に対して研修を行うことも重要であると考えます。

職員、教職員だけでなく、委託事業者の責任者に対しても研修が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(情報公開課長)

3点ご質問をいただきました。

まずは、委託事業者に関する契約の条件についてでございます。業務を外部に委託する場合には、予め個人情報、その他重要情報の取扱いについて規定しております「受託情報の保護および管理に関する特記事項」を事業者に提示し、必ずその特記事項を遵守することを受託の要件としております。

また、入札の場合には、応札をしてきたことをもちまして、この特記事項の順守に同意したものとしております。その際、個人情報を取り扱うことを予定している契約については、特記事項および個人情報保護法を順守する旨の書面を事業者から提出していただくこととしております。

続いて2点目、監査についてのご質問でございます。まず、監査ではありませんが、契約をしている所管課においては、全ての委託業務を対象として、委託事業者に対する情報セキュリティ点検手帳書に基づいた点検を毎年実施しています。

この他、情報公開課および情報政策課で一部の委託事業者を選定し、それぞれ監査を実施しているという状況でございます。

手法としましては、所管課の点検はチェックシートに基づくもの、監査については、ヒアリングと実地調査になります。

続いて3点目の委託事業者等への教育、研修についてです。委託先に関しては、管理責任者に対してもそうですが、それぞれの従事者に対しましても、特記事項において、特記事項に記載された内容を順守するための教育の実施と教育結果の報告を義務付けております。また、事業者が、区が用意している事業者向けの情報セキュリティ教材を使って研修することも可能としております。その他、所管課からの依頼に基づいて、情報公開課の職員が委託事業者に対して行う研修も実施しております。今後も、事故防止の観点から、どのような方法が適切なのか検討しながら進めてまいりたいと考えております。

(委員)

今のご質問に関連しての質問です。

本日の資料1にもありましたが、様々なヒューマンエラーの事故事例にも学びながら、効果的な委託事業者の教育が今後求められると考えます。

資料3-1の6頁目に、「管理体制」とありますが、ピラミッド型のそれぞれの立場の方が、委託事業者と紐づけされるということなのでしょうか。また、13頁にある「教育研修の実施」というところですが、ここで行われた教育研修の内容が、委託事業者に伝わるのでしょうか。それとも全く別の教育研修が実施されるのでしょうか。

(情報公開課長)

まず、資料3-1の6頁目にあるピラミッド型の資料の中での委託の位置づけでございますが、保護責任者である各課長および各所管課の責任において、それぞれの委託事業者と契約を結んで事務を執行するということになっておりますので、この図の中には入っておりませんが、この下に枝葉としては、契約の内容が含まれてくると考えております。

また、指針で規定している研修と、委託事業者向けの研修ですが、指針の中では両者は別の研修として位置付けております。

こちらの指針については、区の職員および教職員についての研修として作成しております。

(委員)

人的エラーについては、ある程度やむを得ない部分があると思います。どうしたらこういったエラーを減らせるかという観点で質問させていただきます。

資料3-2の5頁で、人的エラーに対する対策として、第14条や第17条にとっても効果的なことが記載されていると思います。

例えば第14条においては、最後に「必要な措置を講ずる。」とありますが、これは具体的にはどういったことでしょうか。また、第17条においては、最後に「既存の保有個人情報との照合等を行う。」とありますが、チェックは誰が行うことを想定しているのでしょうか。

- (情報公開課長) チェック体制で必要な具体的な措置としまして、職員がダブルチェックをするということは当然ですが、チェック項目を設けて最後の確認が確実に行われているかに関して確認すること等がございます。
- (委員) ありがとうございます。
ぜひ丁寧にやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (会長) どうしてもこういう指針は抽象的にならざるを得ないので、具体的に何を行うかについては、委員のご質問にあったように大変重要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。
- (委員) 指針について、意見を申し上げます。
指針第20条の第3項と第4項について、第3項が委託について、第4項が再委託についてそれぞれ規定しています。
第3項には、「保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて」とありますが、第4項には「保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて」とあります。
第4項で「その量等に応じて」という内容が無く、本来は揃うべき条文かと思いますので、ご検討いただければと思います。
- (情報公開課長) 内容については、事務局の方で改めて整理したいと思います。
- (会長) 他に何かありますでしょうか。
- (各委員) (挙手なし)
- (会長) 本日の案件については、以上で終了しました。
その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。
- (各委員) (挙手なし)
- (会長) 本日は遅参いたしまして、副会長にもみなさんにもご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。
最後に事務局からの事務連絡です。
事務局からどうぞ。
- (情報公開課長) 今後の審議会の開催予定についてですが、決定次第、ご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- (会長) 事務局からは以上でございます。
以上で、本日の審議会を終了いたします。
本日は大変お疲れ様でした。